

第13回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成21年2月5日（木）9：30～12：00

【事務局】 おはようございます。それでは、ただいまから、第13回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、毎回、大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、前回の委員会でご了解いただきましたとおり、関係団体等及び傍聴者の方からのご意見をお伺いする機会を設けるという形で委員会を開催させていただくこととなりました。今回の趣旨といたしましては、今後の行政の在り方等についてをテーマに、直接、ご意見をいただくというものでございます。委員会では、これまで関係団体から頂戴いたしました意見書等を踏まえ、6つの検討項目につきまして審議を行っていただきました。今後、これまでの審議の総まとめとして行政の在り方について検討していただくわけですが、今回、それに先立ちまして、各検討項目についてご意見をいただいた関係団体の方々、また、傍聴者の方々からご意見をお伺いし、委員会での審議に反映させていただきたく、考えております。関係団体の皆様をはじめご協力いただきます皆様には、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

また、本日も多くの傍聴者の皆様がお越しいただいております。お忙しい中、ご来場いただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、多くの方からのご意見をいただくこととなり、限られた時間の中でご発言いただく方におかれましては、言い尽くせないことも多々あるかと思いますが、委員会の進行の関係上、何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、前回、市立浴場、学習施設、保健所分室の在り方について、それぞれのまとめ（骨子）の内容につきまして合意をいただいたところでございます。市立浴場の在り方、学習施設の在り方につきましては、各委員のご意見を踏まえまして、若干の修正を加えさせていただいております。各委員におかれましては、事前にご確認をさせていただいているところでございますが、保健所分室の在り方と合わせまして、改めて委員会資料として添付してございます。よろしくお願いいたします。

いたします。

それでは、以下の進行につきましては新川委員長にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

【新川】 皆さん、おはようございます。

今日も午前中いっぱいにわたろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

本日の議事、意見聴取のところに進みます前に、前回の委員会ではほぼご確認いただいた市立浴場の在り方、学習施設の在り方、保健所分室の在り方について、若干、前回のご意見を踏まえまして修正を加えさせていただきました。そちらをまずご確認いただいて、その後、本日の議事を進めてまいりたいと思います。

まず、お手元の資料1をご覧くださいと思います。市立浴場の在り方について、まとめ（骨子）がございます。前回、将来的な浴場の在り方につきまして、その地域での活用の仕方であるとか、あるいは市の関わり方について貴重なご意見をいただきました。そこで、資料1の裏側のところ、4の今後の在り方について、ここの（1）将来的な市立浴場の在り方について、その2つ目の○のところをご覧くださいと思います。

そこでは、「将来的には、改良住宅の浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくに応じてその在り方を見直すべきであり、また、運営における市の関与の必要性についても検証していくべきである」とさせていただいております。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。学習施設の在り方について。

ここでは、地域に開かれた教育センターという表現と施設そのものの表現ということについて、ソフトとハードが混乱して一緒くたに出てきているのではないかと、そういうご意見をいただきました。そこで、具体的に、1の意義と役割の2つ目の○のところで、地域に開かれた教育センターの、従来、かぎ括弧がございましたが、これを取りまして、簡単に機能を説明させていただいているところがあります。そこで、2つ目の○の2行目以降でございますけれども、「平成14年度以降は京都市コミュニティセンター条例にその附属施設として明確に位置付け、利用対象を旧同和地区児童生徒に限定せず、地域に開かれた教育センターとして

の役割を果たしてきた」という表現にさせていただきます。

それから、資料2の下の方、3 見直しの視点のところでは、ここも「地域に開かれた教育センターを超えた」という、これもまたハードとソフトがごっちゃにされてわかりにくいということでございましたが、ここは「教育センターとしての用途にこだわらない抜本的な見直し」という表現にさせていただいてございます。

それから、2 ページ目ですが、4 番目、今後の在り方についてというところで、ソフト事業とハード事業、機能の側面と施設・設備の側面にそれぞれ分けて文言を修正させていただいてございます。ただ、内容は前回ご議論いただいたところと変わりません。書き分けをさせていただいたということでございます。

続きまして、資料3、保健所分室の在り方について。

こちらにつきましては、既に前回のご議論で、ほぼこれでよろしいということでご了解をいただいたところでございますので、これも資料として、一応まとまったところまでというところで、今日、ご紹介させていただきます。

以上につきましては各委員にご確認いただいているところとは存じますが、改めてご紹介させていただきますが、ご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それから、前回、残っておりました人権啓発や教育に関わるのところ、これにつきましてはたくさんご意見もいただき、まだ十分に取りまとめができる段階になかったのもう一度きちんと議論をして、最終の私どもなりのまとめをします。それは、結局、当委員会としての最終まとめ段階の中で一緒にご議論いただく、そんな格好になろうかと思いますが、こちらそういう予定で、ひとつよろしくご了解のほど、いただければと思います。

それでは、先ほど事務局からありましたとおり、本委員会の最終報告に向けまして、同和行政終結後の行政の在り方について総点検をし、議論をするという本委員会の役割を果たしていくという観点から、関係団体の方々、そして、傍聴の方々から、当委員会の使命であります同和行政終結後の行政の在り方総点検に関わりまして直接ご意見を伺うという機会を得ました。本日、そうした機会を得ら

れましたことを大変ありがたく存じております。ご協力をいただける皆様方には改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、次第に従いまして、恐縮ですが、関係団体の代表者の方々から、順次、ご意見をいただき、その後、傍聴者の方からのご意見を頂戴する、こういう形で進めさせていただきたいと思っております。

限られた時間の中で多くの方々からのご意見を頂戴するという趣旨もございまして、発表の時間は、関係団体の方々には20分以内、傍聴者の方には5分以内とさせていただきます。既にご案内を差し上げているとおりですけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

それから、本日、たくさんの方々のご発言を希望されたと伺っております。そして、あらかじめ、これはご案内させていただいていたとおりでありますけれども、事務局において抽選をさせていただきました。およそ当初予定の倍近くの方にご希望をいただきまして、大変恐縮でございますけれども、抽選で10名の方を選ばせていただくということになりました。本日、選に漏れたの方々には大変申し訳なく思っております。お手元のご意見記入用の用紙、配付をさせていただいておろうかと思っておりますので、そちらでご意見をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

それではまず、本日の議事の1番目、行政の在り方に関する関係団体等からの意見聴取、こちらに進んでまいりたいと思っております。

本日は、部落解放同盟京都市協議会、京都地域人権運動連合会京都市協議会、自由同和会京都市協議会、情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会、別の言い方で市民ウォッチャー・京都の4つの団体の皆様にご賛同いただき、それぞれの代表の方にプレゼンテーションをしていただくということになってございます。各団体の方におかれましては、本日、当委員会にご協力いただきまして本当にありがとうございます。よろしく願いしたいと思っております。

当委員会では委員会発足時に関係団体の方々からのご意見を伺っております。そして、当委員会の取りまとめの段階でもう一度ご意見をお伺いしようということで本日の試みになりました。

なお、当委員会として、ぜひご意見をお伺いしたいと思っておりました崇仁ま

ちづくり推進委員会の方々にもお願いさせていただいたところでございました。
残念ながら今回はご欠席ということで、あわせてご意見を頂戴しております。ご欠席のご趣旨など、意見をいただいておりますが、これにつきましては本日の委員会資料としてお手元に渡っておろうかと思しますので、ご紹介させていただきたいと思います。

それから、先ほど事務局からも少しございましたけれども、本日は多くの方々からできるだけ幅広くご意見をいただきたいという趣旨で当委員会を開いております。したがって、それぞれのプレゼンテーション、それぞれのご主張あるいはご意見に対して個々、個別に当委員会としてお答えするというのにはどうしても無理がございますので、今日いただきましたご意見、多くの方からこれまでのご意見についてすべて反映したとは言えないのではないかとと言われておりますけれども、極力、当委員会としてしっかり受けとめさせていただくということでご理解いただければと考えてございます。

それでは、以上のような方針で、恐縮ではありますが、部落解放同盟京都市協議会の方々からお話しいただきたいと思います。部落解放同盟京都市協議会からは議長の安田茂樹様、事務局次長の村岡勝治様にお越しいただいていると聞いておりますので、恐縮ですが、説明者席においていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ご準備がよろしければプレゼンテーションをお願いいたします。

【安田】 新川委員長並びに委員の皆さん、京都市長が皆さん方に依頼された検討事項のほぼすべてに結論を出されてから関係団体の意見を聴取するという今回のやり方に、私たち部落解放同盟京都市協議会は強く抗議します。

昨年４月に開かれた第１回委員会では、ご参加の多くの委員の皆さんが部落問題をあまり知らないと言言されていきました。にもかかわらず、５月に開かれた第２回委員会で関係団体からの短時間の説明を聞いただけで、貴委員会は当事者との質疑応答、意見交換をする場も設定せず、猛スピードで各種施策の議論が進められ、結論を出されてきました。確かに委員会では傍聴はできるという一見民主的なポーズがとられています。しかし、開催されている委員会の中では、当事者は意見どころか説明や質問すらできません。また、意見記入用紙に記入された意

見や当協議会や他団体から出された意見書について委員会で議論されたこともありません。まさしくそれは聞き置くということであり、委員の皆さんと当事者との意見交換すら保障されないままに重要な事項が審議され、決定されてきたのです。

しかも、１２月の第１１回委員会で委員から指摘がありましたように、委員会からの最終意見具申が出ていない段階で、市会において市長がコミュニティセンターを廃止するという信じられない発言がなされました。しかも、現実的には本年２月の市会を待たずして市長発言に基づいた準備が着々と進められているのです。また、その委員会において補助金の返還についてという説明がなされましたが、その事実は、改良事業の仕組みが周知されないままに改良住宅やまちづくりの審議がなされていたことを表しています。そのようにして出された審議結果によって部落の住宅政策が進められていくことに強い憤りを覚えます。これらの事実を見ると、審議する以前に京都市の同和行政打ち切りという結論があり、貴委員会がその防波堤の役割を果たしているのではないかという疑念すら抱いてしまいます。

昨年４月に当協議会は新川委員長に対して委員会の皆様方との公開討論会の申し入れを行いました。その回答がいただけなかったため、１０月には公開質問状を出しましたが、その返答は１１月の第１０回委員会終了後に新川委員長が口頭で回答せずと発言しただけで、当協議会への詳しい説明は何らなされませんでした。この事実は、貴委員会が当事者をあくまで無視し、権力的に運営されてきたことを物語っています。しかも、出された結果にも大きな問題があると考えています。

欧米諸国の多くは、保育所から大学などの高等教育まで基本的に授業料が無料であるばかりでなく、在学中の生活費や教科書費なども奨学金や貸付で補助していると言われています。しかし、日本における学生に対する金銭的補助のほとんどは貸付という学生ローンであります。このような日本の在り方に対して、日本学生支援機構が奨学金延滞防止策を強化したことに端を発して、１月２５日に三条大橋近くの鴨川河川敷で反対集会を開くというような形で疑問が投げかけられるようになりました。

同和奨学金は給付を前提として行われてきた数少ない奨学金制度であります。大阪高裁判決は自立促進援助金制度までは否定していません。まして借受者の責任は問うていません。新川委員長も借受者に責任はないと発言されてきましたが、貴委員会は大阪高裁判決より厳しい内容の意見具申を出され、それに基づいた条例が可決され、本年から該当者への返還請求がなされようとしています。これは、まさしく借受者に責任をとらすということです。

行政や学校は、部落問題解決のために奨学金を支給しているのであり社会に出て自立することが奨学金の趣旨に報いることだとして、受給をためらう者にまで返さなくてもよいとして奨学金の受給を奨励してきました。もし行政や学校の積極的な関与がなければ奨学金を受給していないし、違う生活設計を立てたという借受者やその家族は多くあります。しかし、今回の措置は、現市長も含む不備な制度をつくった者が何ら責任を問われず、不備な制度を信じた者が返さなくてもよいという約束をほごにされ、責任を負わされるということであります。法的にどう解釈され、判断されるのかは当協議会ではわかりません。ただ、このような措置は道義的に断じて許すことはできません。

また、京都市が行った２０００年の部落実態調査によれば、部落の年収別の世帯はゼロ円から１９９万円が３７．４％、４９９万円以下が６２．４％も占めています。その中で６５歳以上の高齢者が２７．９％あり、年収２５０万円以下が７５％を超えています。以後の調査がなされていないため、２０００年以降の実態はわかりませんが、その後の日本社会、経済情勢、同和対策事業の特別対策から一般対策への移行などを考えるなら、２０００年の実態調査が改善されているとは考えられません。

しかも、２００２年度から始まった高齢者に対する少額貯蓄非課税制度廃止、介護保険料の引き上げ、６５歳以上の公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止、年金制度改悪、７０歳以上の生活保護老齢加算の縮減などの制度改悪や後期高齢者医療制度の導入などは高齢者の負担増という形で経済基盤の弱い部落の高齢者を直撃しました。

特に老年者控除の廃止は、年金の負担増に伴い改良住宅家賃や公的保険料にも反映され、二重、三重の負担増が強いられてきました。そこへ、貴委員会が改良

住宅の家賃や浴場料金の値上げを認めたため、更なる負担増が部落の高齢者たちを襲うことになります。家賃の値上げを知った高齢者たちは「家賃の値上げをやるなら前に住んでいた長屋へ帰してほしい。そのほうが大家に相談もできるし、無理やり値上げされることもあらへん。自分たちのために建てられたはずの住宅が自分たちを苦しめている」とか、「ぎりぎりのお金で生活しているのに、また値上げか。貧乏人は早う死ねということか」という怨嗟の声を上げています。また、浴場料金の値上げは、ただでさえ外へ出る機会の少ない高齢者たちを更に家に閉じ込めていくことになるでしょう。浴場は高齢者たちの数少ないコミュニティの場であり、それさえ奪う暴挙と言わざるを得ません。

しかも、コミュニティセンターの相談業務廃止は高齢者たちの不安を増大させています。現在65歳の人小学校入学時は1950年、昭和25年になります。当時の京都市同和地区実態調査によりますと、京都市内における義務教育の不就学率は小学校で全市0.46%に対して部落は6.5%、中学校では全市2.77%に対して部落は28.7%でした。数多くの部落の子どもたちが義務教育をまともに受けることができなかった結果として、文字の読み書きすら満足にできませんでした。そのような高齢者が部落の中で4分の1以上を占めているのが現状です。ある高齢者は「自分でできたら自分でしたい。誰にも頼りたくない。しかし、自分でできひんから恥ずかしくても頼らな仕方がないんや」と言っていました。行政事務をはじめとして、日本は文字の読み書きができることを前提とした文書主義です。特に目まぐるしく変わる制度変更で申請事務は増える一方なのに、部落の高齢者の多くは説明文書を理解するどころか読むことすらままならないのです。

また、悪質商法や様々な問題について、無知ゆえに被害に遭うこともあります。それらいろいろな問題に直面したとき、相談に乗ってくれたのはコミュニティセンターでした。他の行政機関が部落問題を踏まえた対応をしてくれないのは、高齢者たちは身にしみて知っています。コミセンの相談業務廃止後、どうしたらいいか、真剣に高齢者たちは悩んでいます。心あるコミセンの職員はそのような高齢者たちを本当に心配しています。貴委員会はそのような声を聞きもせず、高齢者たちに過酷な結果をもたらすことを決定されました。それならば、なぜそうしたのか、高齢者たちに説明をする責任があるのではないのでしょうか。

最後に、同和行政は、部落の劣悪な実態を放置してきたことは差別行政であるとの認識のもとに進められてきました。特に緊急を要する課題が多かったため、1969年、同和対策事業特別措置法が制定され、特別対策として実施されてきました。とりわけ、環境改善を円滑に進めるため、土地家屋の所有者は安い値段で買収に応じ、長屋の住人は家賃負担等に不安感を持ちながらも立ち退きし、国も補助や起債で優遇措置を行ってきました。それは、部落問題の解決のための事業という目的で協力してきたのである。しかも、隣保館の施設の中には法が制定される以前に部落から京都市に寄付されたものもあり、現在、京都市の財産となっている土地にはそのような歴史的背景があることを明記しておくべきでしょう。

2002年3月末をもって地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、特別対策としての同和対策事業は終わりました。それは一般対策を活用して部落問題を解決していく段階に入ったというにすぎません。しかも、国や京都市も部落問題の解決のための行政課題やニーズがあることを認めており、その課題解決に、特別対策から一般対策へ移行して取り組むと明言したことは周知の事実であります。

しかし、法の失効とともに露骨な同和行政の撤退が始まりました。そして、京都市は同和行政打ち切りの最終段階として、その名のとおり、同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を立ち上げ、当事者抜きの学識経験者の意見を受けるというような姑息な手段で同和行政終結の総仕上げをしようとしています。

その最大のものがコミュニティセンターの職員引き揚げ、廃止であります。皆さんご存知のように、2002年以後、コミセン（隣保事業）は社会福祉法に基づく施設であり、法的根拠を持っている施設であります。特別な施設でも何でもありません。部落問題やあらゆる人権問題を解決するために、部落を特定して部落住民のためだけに行われているものではないのです。地域交流や地域福祉、地域のまちづくり活動の拠点施設として重大な役割を担っているのがコミセンであります。コミセン事業やその他の一般施策を活用しながら地域で具体的な活動が行われています。

千本地域では学区全体を網羅する高齢者の会食会、夏祭りや盆踊り大会、障害を持つ子どもたちと一緒にやるダンスサークル、東三条地域では毎日の配食サー

ビス事業や月2回の「ふれあい昼食会」、白川学区全体での「三条まちづくりフェスタ」や人権劇で有名な「部落問題を考える集い」、西三条地域では学区全体での高齢者の見守り活動や夏祭り、吉祥院地域では「ふれあいジャンボリー」など、まちづくりイベントや「六斎念仏」を継承するための文化芸術活動、久世地域では太鼓サークルやまちづくりイベント「レインボーフェスティバル」、辰巳地域では各種団体を網羅した「T A T S U M I フォーラム」、錦林地域では周辺地域を巻き込んだ「人権広場錦林のつどい」、田中地域では、まちづくり組織を中心とした地域でのクリーンキャンペーン、改進黨域では保育所の保護者を中心とした「改進黨スタ」や「伏見人権のつどい」、N P O人権ネットワーク・ウェブ21によるフィールドワークの受け入れ、連続講座の実施、並びに同N P Oと行政や学校とともに改進黨史資料研究会を行い、改進黨地区の歴史を保存するなどの部落史研究や啓発活動など、たくさんの活動が多く多くの市民と協働しながら行われています。部落問題や人権問題への確かな成果が上がっていると確信します。

このような長年積み上げられてきたコミセン事業を活用しての自主的な活動も、ここへ来てやめなさい、廃止とは何を考えているのか、せっかくここまで来たのにと疑問を持つのは私たちだけでしょうか。部落問題の解決とは何か。人間が尊敬される社会の実現とはどんな社会なのか。行政の果たす役割、地域の果たす役割、住民の果たす役割などをもっと真剣に議論する場が必要だったのではないかと考えます。

いま一度、コミセン職員総引き揚げ、コミセン廃止が部落問題解決になるのか否か、一般施策まで打ち切るのはなぜか。私たちは、今年1月からコミセン存続を求める署名活動を行い、ここにありますように1万5,589の署名を集めました。この署名の重みをしっかり受けとめ、貴委員会は一体どのようにご判断されるのか、徹底的な議論をしていただくことを強く要望します。当協議会は貴委員会の果たした役割が部落民に多大な影響を与えていると考えています。委員の皆様方が出した結論は貴委員会が解散になっても京都市の同和行政の方向性を示した者としての自覚を持ち、結果の功罪について責任を負っていただくことを強く求めます。部落解放同盟京都市協議会も、貴委員会のくだした結論が部落問題の解決につながるのか、助長拡大になるのかを絶えず検証していく決意であります。

以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。

【新川】 どうもありがとうございました。大変限られた時間で申し訳ございませんでしたけれども、部落解放同盟京都市協議会の方々のご意見陳述、以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に進んでまいりたいと思います。

京都地域人権運動連合会京都市協議会の方、お願いいたします。京都地域人権運動連合会からは書記長の藤谷剛様、京都市協議会事務局長の加藤一二三様においでいただいております。

それでは、ご準備がよろしければプレゼンテーションをお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【藤谷】 委員の皆様、大変ご苦勞さまでございます。京都地域人権運動連合会の書記長をしております藤谷と申します。よろしくお願いいたします。

今日、隣に京都市協事務局長の加藤とともに参っております。前半、私から、この総点検委員会に対する我々京都人権運動連合会の総論としてのお話、そして、後半は加藤事務局長から6つの検討項目の具体的な問題点の指摘をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず最初に、私たち京都人権運動連合会は、第2回の総点検委員会の意見表明で、部落問題が解決した状態を4つの指標で明らかにして京都市の部落問題の到達点を明らかにしたところでございます。その到達点というのは、私たちが考えておりますのは、京都市においては部落問題は基本的に解決しており、同和行政、同和教育は終結するべきだという意見を述べさせていただいたところでございます。総点検委員会では、この間、12回にわたります検討を加えられた結果、多くの点で我々京都人権連の意見書を取り上げていただいて、同和の特別扱いの終結を基本に論議が進められてきた。この点については、私たち人権連は大いに評価するものであります。

しかし、残念ながら審議の進め方についてはいささか疑問を抱かざるを得ないというのが正直な実感でございます。多くの複雑な経過があるこの部落問題、同和对策事業にもかかわらず、拙速で乱暴な議事運営をされてきた。また、議論が消化不良のまま結論だけが先走りしてきた、このような感は否めないのではない

かと思っているところであります。

また、一番重要なのは、このような不正常な状況が長年にわたってなぜ放置されてきたのかなど、京都市の同和行政の総括がほとんど行われていないなどの大きな弱点を含んでいると我々は考えているところでございます。この3月末には最終答申が出されることと思いますが、部落問題の真の解決に資する答申となるよう、ここで意見を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、この総点検委員会の積極面について考えていることについて意見を述べたいと思います。

1つは、京都市の同和行政が初めてオープンな場で論議されたという意味では、この委員会は画期的ではなかったかと感じておるところでございます。これまでの特別対策、あるいは同和行政というのは運動団体との密室協議と言っていいような状態で進められてきたのではないかと考えております。特別対策を市民に明らかにすればねたみ意識を助長する、このような観点から市民に同和対策を隠してきたというのがこの京都市の状況ではなかったかと考えております。

このことが同和対策を肥大化、特別化させ、今日の異常な事態を引き起こしてきたのではないかと考えています。この委員会で同和行政がオープンに論議された。このことは、先ほども述べましたとおり大いに評価できるのではないかと考えております。

もう1つは、我々が主張してきましたとおり、同和行政の終結を基本としたということが評価できるのではないかと考えています。これまで、京都市は一部に残された格差や市民の意識の問題を取り上げて、同和行政は問題が解決するまで継続するんだという立場に立ってきたのであります。このことが運動団体に特別扱い継続の根拠を与え、また、終結を先延ばしにする結果になってきたのではないかと考えます。同和行政の終結を基本として論議されてきたことに対して我々は大いに評価するものであります。

しかし一方で、総点検委員会にも消極面があったのではないかと考えています。その1つが、これまでの同和行政の総括の欠如であります。

これまで、同和行政の終結を論議するチャンスは幾度もあったと思います。しかし、京都市は若干の、その時々の見直しは行うものの終結という方針は持てな

いできました。このことは補助金不正取得事件、これは大きな問題になりましたが、その総括で京都市自身も認めているとおり、京都市の同和行政が運動団体幹部対応型の行政運営、こういったところに問題があったのではないかと考えております。また、一部の運動団体が旧同和地区で起こっている問題をすべて部落差別の結果と単純化し、これを根拠に特別対策の継続を求めてきたことは運動団体としても自己批判しなければならないと我々は考えているところでございます。総点検委員会の最終答申では、このような不正常な状態がなぜ長年にわたって放置されてきたのか、運動団体、これは我々も含めてですが、京都市双方の側面から総括する必要があるのではないかと考えております。その総括がなければ、幾ら施策の見直しを行ったところで、市民をはじめ旧同和地区住民の理解を得ることはできず、行政不信は払拭できないと我々は考えているところでございます。

2つ目には、この委員会の運営でございます。総点検委員会で論議されている項目は、どれもがこれまでほとんど見直しが行われないうまま長年にわたって継続されてきた施策であります。にもかかわらず、わずか1年足らずの論議で結論を出す。そして、この4月からはその見直しの施策を実施する。非常に拙速で乱暴な議事運営ではないかと考えております。コミュニティセンターの廃止や改良住宅の管理運営の見直しなどは旧同和地区に暮らす住民にとって生活と密接に関わっている施策であります。日常生活に多大な影響を与える見直しであります。本来、これらの見直しはもっと以前から計画的に行うべきものであったと思います。しかし、同和対策の継続強化を求める一部の運動団体と、これに追随する京都市は漫然と特別対策を継続してきた。そのツケを住民に押し付けることは許されないと私たちは考えているところでございます。これらの見直しに当たっては、激変緩和措置をとるなど、住民の不安を解消する手立てをとっていただきたいと意見を述べたいと思います。

3つ目に、人権教育・啓発についてでございます。この部門につきましては、委員の皆さんからも様々な意見が出ているやに聞いております。大変難しい問題でございます。このことについて、ちょっと時間を割いて我々の意見を述べたいと思います。

総点検委員会の論議は総じて同和行政の終結ということを基調としている。こ

の点では我々は評価するものですが、いかんせんこの人権教育・啓発に限っては全く異質な論議になっているのではないかなと言わざるを得ないと思います。総点検委員会の論議では、まだまだ差別は厳しい。人権教育・啓発はもっと充実すべきというご意見が出ていますと聞いております。ただ、もしまだまだ差別が厳しいのであれば、同和行政を終結してもいいのだろうかという疑問がその論議を聞いていると私は頭に浮かびます。同和行政を終結するのは、部落問題に特別な対策が必要なくなった、これ以上続ければ解決の障害になる状況を迎えているからにはほかならないと考えます。つまり、部落問題に対する市民の理解も相当程度進んだから終結が必要になっているのではないのでしょうか。

私たちは人権教育・啓発そのものを否定するものではありません。しかし、前回提出いたしました意見書でも述べているとおり、部落問題に関わっては、もはや特別な教育や啓発は必要ない状況を迎えていると考えております。話題になっております市民の意識の問題や結婚問題、これも基本的に解決した状況を迎えていると私たちは評価しているところであります。

皆さんのお手元に資料を付けておきました。京都市が2006年に行いました「人権に関する市民意識調査報告書」であります。これについては2つの質問をしております、「仮に、いつも親しく付き合っている友人が、同和地区出身者であるとわかった場合」という問いをしております。全体的には約78.6%、8割の人が親しく付き合うと京都市民はアンケートに答えているわけであります。

次、めくっていただきますと、年齢別の構成が出ておりますが、20代では9割の方が、そういった意味では同和地区住民と親しく付き合う、これまでと変わりにくく付き合っていくんだという結果が出ていますところであります。

もう1つ、「仮に、あなたの身近な人から『同和地区出身者との結婚について親から強い反対を受けている』と相談を受けた場合」はどのような態度をとるのかという質問があります。これは、「二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと言う」が46.9%で最も多い。そして、「結婚に出身地は関係がないのだから、結婚すればよいと言う」が17.4%。合わせると64.3%、6割を超える市民が、そんなことは関係ないんだというアンケート結果が出ているわけあります。

次、めくっていただきますと、これも年齢別の調査結果が出ております。20代では約8割の市民が、そんなことはもう関係ないんだというアンケート結果になっているわけであります。

その次、めくっていただきますと、これはちょっと古い資料になりますが、平成5年度の「同和地区実態把握等調査」であります。これの一番最後のページを見ていただきますと、夫婦どちらかが同和地区外の方、いわゆる同和地区内外の結婚を表しておりますが、29歳以下では62.9%が既に同和地区内外で結婚している。これも、同和地区に住んでいる人に限った調査であります。同和地区を出て生活している皆さんはカウントされておられません。そういった意味では、平成5年で既に6割を超える人たちが自らの意志に基づいて自由に結婚できる、そういった状況を迎えているというのが今の部落問題の到達点であろうと我々は考えているところです。

その上で、私たちは部落差別そのものが全くなかったとは考えておりません。しかし、まれに発生する部落問題に関わった差別的な言動を殊更取り上げることは、部落問題を解決してきたこれまでの私たち運動団体の取組や、そして、国、行政機関の取組を否定するばかりでなく、後退させかねないと考えているところです。部落問題の到達点を意図的に隠し、またはゆがめ、イレギュラーな事象を強調することは部落問題解決の展望を失わせ、部落問題の解決に役立たないのではないかと考えております。

市民の中に部落問題を忌避する意識があるとすれば、それは同和対策事業を利用した利権あさりや職員不祥事によって明らかになった京都市行政に巣くう同和の特別扱い、そして、行政機関を通じて行われる人権教育・啓発と称した部落問題（部落差別）学習の押し付けなど、不公正・乱脈な同和行政と運動団体への批判が主な要因であると私たちは考えているところであります。市民が京都市に対して大きな不信感を抱いているのは、必要のない特別対策を継続してきたからにはかならないと考えているところであります。

私たちは、人権教育・啓発をめぐっては委員の皆さんの意見も聞かせていただきました。その中でリム先生もおっしゃっていましたが、我々が本当に必要なのはこういった啓発ではなしに、部落内外の住民がどのように自由に交流する

か、そういったことを京都市行政としてサポートしていただく、そのことが真の部落問題の解決につながっていくだろうと思っております。また、安保先生もおっしゃっていました。部落では確かにいろんな貧困層とかがあります。女性や貧困や障害者、それぞれ個別の課題を京都市行政としてフォローアップしていく、そのことがまた部落問題につながっていくのではないかと考えているところです。そういった特別な教育・啓発、これは部落問題に限った話題です。委員会での論議でも、どうも人権問題ということが一くくりになって、部落問題のことなのか、人権問題総論のことなのか、ちょっと論議が交錯している部分があると思います。私が今申し上げているのは部落問題に関わった人権教育・啓発のことだということを最後に付け加えまして、代わりたいと思います。

【加藤】 京都市協事務局長の加藤です。よろしくお願いいたします。

ただいま、総論と資料の説明をさせていただきました。いろいろ説明がありましたが、私からは、その中で具体的な問題点ということで報告をさせていただきます。具体的な問題に限ってということで我々の主張をここで述べさせていただきます。多くの点では、我々の主張を取り上げていただいておりますが、その問題に限って今から述べさせていただきます。

まずは自立促進援助金についてです。自立促進援助金の廃止については、基本的には賛成であります。漫然と継続してきたのは市長をはじめとする京都市の責任であり、住民に返還を求めるのは責任転嫁であるという判断をしております。まず京都市がすべきことは、借受人に謝罪するべきであり、その上で、これまでの経過や問題点を総括し、住民の納得を得るまで丁寧に親切に説明をする、これを望みます。

次に、コミュニティセンターの見直しについてです。2009年4月以降の管理運営体制については不明確であるなど多くの課題が残されています。既に当面の利用申し込みが制限されるなど、地域では混乱が生じております。4月以降も激変緩和措置をとるなど、万全の体制をとることを望みます。

次に、市立浴場など地区内施設の在り方についてです。福祉センターについては地域の老人の憩いの場や冠婚葬祭に利用されていることから、一般開放するのではなく地域の集会所として位置付けるべきと考えます。ただし、この一般開放

の意味するところは、他の公営住宅と同様の集会所の扱い方という意味での一般開放するではないという文言にさせていただいております。

次に、4番目ですけれども、改良住宅の管理運営及び建て替えの在り方についてです。建て替えの手法については民間活力などの導入をという論議をしておられますが、公営住宅の管理運営は収益性のある事業ではなく、今日の経済状況からも実現性はかなり低い。公営住宅は国と地方自治体が責任を持って建て替えを行っていき、多様な世帯が暮らせる住宅とするべきであります。

次に、崇仁地区における環境改善についてです。地区改良事業については、再度、事業を精査し、事業の見直しを行った上で早期に完了させるべきであります。残地については多様な住宅を供給し、多様な世帯を誘導するとともに、住宅建設にこだわらず、市民の財産としての利用・活用をあらゆる角度から検討することが必要と考えております。

次に、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についてです。先ほど細かく説明をしております。ここで具体的に申しまして内容も省略しておりますが、部落問題は、基本的には解決しております。部落問題に関わった教育・啓発はもはや必要ありません。仮にするとすれば、基本的に解決したことが共通認識となるようなものにしていただきたいと思いますと考えております。

以上、具体的な報告です。

【新川】 どうもありがとうございました。短い時間でおまとめいただきました。どうもありがとうございました。

京都地域人権運動連合会京都市協議会の方々の説明につきましては以上とさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

それでは、次に参りたいと思います。続きまして、自由同和会京都市協議会の方々、よろしくお願いいたします。自由同和会京都市協議会からは議長の渡守秀治様、事務局長の山口勝広様においでいただいております。

それでは、恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

【渡守】 失礼いたします。自由同和会京都市協を代表しまして、意見の表明をさせていただきます。

門川市長の公約でありました総点検委員会が昨年3月に設置され、本日、13

回目を迎えました。初会合の確認事項として5月に当事者からの意見聴取をしていただき、今回も最終答申に向けてこのような場所を設定していただいたことに対して心から厚く御礼申し上げます。

第1回の総点検委員会の門川市長のごあいさつの中で大きく6点の検討課題が提出されました。また、市長は特に「本市の実態をありのままに見ていただいて文字どおり総点検し、厳しい意見を賜れば、今後の本市にとってありがたい。この総点検委員会を非常に重要視しております」とあいさつをなされました。

京都市におきましては、戦前戦後を通じまして、いち早く同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消する先進的な取組をしてきました。特に昭和26年のオールロマンス事件を契機に部落差別の解消に向けた積極的なお取組をなされてきました。しかしながら、今日までの様々な事業を推進していく中で、本市におきましては特定の運動団体の見解に基づいた偏った政策が進められた結果、今日、市民の皆さんに不信感が広まり、理解と協力が得られないような事態が生じ、不祥事が多発し、大きな社会問題となりました。

この間、これまでの2団体が推薦し、京都市の職員として登用する選考採用、優先採用された一部の人たちが常識では考えられないあきれた実態(傷害、詐欺、横領、覚せい剤容疑で逮捕された問題)が露呈しました。数年前には、特定の運動団体の各支部が京都市から補助金を受け、温泉街での学習事業と偽り、架空事業を繰り返した問題や、解放センターやみかげ会館が昭和56年から無償貸与を続けてきた問題、また、各地域の駐車場の取扱いについても、運動団体主導型の駐車場委員会が駐車料金を何千万円も徴収しているにもかかわらず、京都市に納入されていないことなどが発覚しました。このような運動団体に関する諸問題は枚挙にいとまがありません。

特に私は、本当に恥ずかしくないのかと運動団体の先輩諸君等に声を上げたいぐらいです。差別の対価を求めてきた運動に対して自らが総括、自己批判をすべき時期ではないだろうかと問いたいと思います。

また、京都市も今日までの問題を真摯に受けとめ、一日も早く行政の主体性の確立、運動団体との今後の関係の在り方について見解を出すべきだと思っています。

私たちは結成当時から同和問題の自由な論議の場、えせ同和行為の排除、行政の主体性の確立の3つのスローガンを掲げて、地味に地味に運動を展開してまいりました。京都市に対して、長年にわたって開かれた透明度の高い同和行政の実施、市民的合意と理解が得られる事業を実施するべきだと訴え、選考採用、カンパ金、助成費、職免等の廃止、今日までの同和行政の総括をまとめ、議会に対しては同和行政の見直しに関する決議や人権擁護法案の早期成立に向けた取組などを進めてまいりまして、また、同和行政の是正と開かれた京都市政の運営を求めてまいりました。

当たり前のことですが、運動は自前でするもの。補助金、助成金は要求しない。選考採用は市民に理解が得られないと反対して、自民党の市議団の先生方にもご協力いただき、今日の開かれた同和行政を導いてきたと自負しているところです。私たち自由同和会は、これからも行政依存の体質から脱皮し、自立・自助精神、借りたものは返す、支払い義務のあるものは支払うなど、当たり前のことを訴えていくのみです。もはやこれまでの横暴、横着は許されず、今日までの同和対策事業に関わるすべてを検討し見直すべきであると考えております。

しかしながら、いまだ京都市は市民批判が強い事業や施策のみを廃止し、市民が目につきにくい事業については消極的な姿勢を示しているように感じます。もはやすべてを一度リセットして、一般施策の中で社会的必要性の高い事業を、市民の合意と理解を得た上で再構築していく必要が強く望まれているのではないかと考えている次第です。

私たち自由同和会も水平社宣言の原点に立ち返り、人間はいたわられるべきものではなく互助の精神でもって尊敬されるべきものである、また、自立・自助の精神のもとに自らが自由と平等を求める実行者としての運動を確立させ、人を大切にする社会、努力した者が報われる社会、弱者が排除されない、すべての人々が平等に社会に受け入れられる社会的包括、ソーシャル・インクルージョンの社会づくりに向けて頑張っていきたいと思っております。

各論につきましては、私どもの局長であります山口から具体的に意見を開陳させていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほど嘆願します。

【山口】 失礼いたします。

それでは、私からは各項目について意見を述べさせていただきます。

まず初めに、自立促進援助金制度であります。本制度は一定の時期までは必要な制度として、その役割は大変重要であったと考えております。しかしながら、奨学金の貸与と援助金制度の補助は、別制度でありながら一体として取扱いされてきたことで諸問題が生じたと思います。

一定年度以降に無審査で一律支給を続けてきたことは、裁判の判決を見るまでもなく、市民理解が得られず、受給者に自立心を促すものでなく、厳しい言い方をするならば、依存心を増幅させた行政の責任も否認しないと思います。確かに制度見直しは法的に難しい問題があったとはいえ、本委員会の中間報告や議会で返還免除条例が可決されたことは尊重せざるを得ません。返還には大変痛みを伴いますが、貸与者の現状を十分把握した上で、決して強制的な手法でなく、行政の説明責任と任務に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、コミュニティセンターについてですが、隣保館が果たしてきた役割は言うまでもなく誰もが認めるところであります。しかしながら、委員会においても熱心に議論されてきましたが、私どもも今日的に判断するならば、もはやコミセンの役割はゴール寸前にあると考えております。

なぜなら、今回、京都市が提示した相談事業の件数内容は大幅に減少しており、当初の切実な相談から一般的な問い合わせが多くなっているからであります。このような状況を判断するならば、もはや同和問題の解決のための施設であるという狭い意味でのコミセンの役割はゴールに足を踏み入れた状況にあると言っても過言ではありません。

また、京都市の財政状況を考えるなら、いたずらに100名近い職員を配置させたり人件費に約9億円を計上するより、市民啓発や地域の実情に即した、もっと有効的な予算計上ができるはずです。確かにコミセンの廃止論ありきでは住民の混乱を来しかねませんので、当面は地元のNPO法人や京都市に長年従事されたOB職員や委託職員、嘱託職員、または民間企業のノウハウなどを取り入れた合理的な運営方法が的確であると考えております。

次に、市立浴場の在り方についてですが、何といたしましても改良住宅の浴室設置率と大きく関係いたします。現在、利用者数は年々減少していますが、半数近

くが高齢者や障害者であり、改良住宅の浴室設置率は何と13%ほどにしか満たないことから、現時点では、到底、廃止は考えられません。料金問題については、近年、周辺住民の利用者が4割程度を占めているとのことですが、安いから利用している利用者がいるならば、同和地区だから安いとの逆効果にもつながるおそれは否めません。よって、段階的に見直してきたとはいうものの、個人負担の痛みを伴いますが、民間浴場と同額料金設定の具体的な検討作業に入るべきであると考えます。運営方法については、指定管理者制度が確立されてきたことから、当面は現状維持でサービスの確立が望まれていると考えております。

次に、改良住宅の管理運営等についてですが、現在、建設年度の古い順及び地元の協力が得られた地域から建て替えをされていますが、今後は、周辺地域との整合性を考慮しつつも、人権のまちづくりや災害に強いまちづくりが必要不可欠であると考えております。管理運営については、店舗住宅は経済不況のあおりや高齢化に伴い約4割が廃業、休業状態にあり、店舗の大半が店舗付き住宅のため、廃業や休業状態にあっても住居と店舗の家賃を同時に支払わなければならないことから住民にとっては大変な負担になります。したがって、このような現状を踏まえ、住民の意見を聞きながら早急に住み替え対策等が必要と考えております。

閉鎖店舗については、地域の活性を図るため民間企業の参入方法を検討し、経済効果及び活力ある計画に入るべきであると考えております。

まちづくりについては、地元住民を中心とした委員会などで様々な議論がされていますが、もはや民間企業の参画なくして地域の活性化はないと考えます。身近なコンビニすらも地区内及び周辺地域にはほとんどない状況は何をか言わんやということでもあります。

一方、空き家利用については、同居親族による過密世帯には早急に基準を設けて優先利用方法を取り入れ、残る空き家の一般公募への早期拡大を図るべきであると思います。特に留学生を取り入れた一般公募は、大学のまち京都を生かした京都市らしいアイデア手法であり、異文化問題の課題はあるものの、更に拡大を図るべきだと考えております。

崇仁地域等についてですが、ご承知のとおり、事業は完了いたしておりません。リム委員からもご意見がありましたが、現在の住宅地区改良法では整備できる施

設が決められており、それ以外の施設整備には補助金の返還が生じることから、一定の事業しかできないことに大きな要因があります。今後は、地区だけを限定せず、大きな枠組みの中で京都の都市再生として区画整理事業法を取り入れることや、定期借地権による住宅の建設、PFI等民間活力の導入も検討すべきであると考えております。

私どもは、このような課題については既に国土交通省等へ要望しておりますが、今後は、京都市経済界、地元関係団体などと総体的な協力体制を確立させるべきであると考えております。例えばタウンミーティングの開催や市民参加型のまちづくりの検討作業に入る必要があると思います。更には、国において現在検討されている道州制の導入を踏まえた未来志向のまちづくりとして公共施設の移転等を視野に入れた考えも必要であると思います。本気で取り組むための姿勢を示していただくには、行動力のある門川市長にまずは示していただき、京都未来まちづくりプランに掲げられた住環境整備事業の早期完了を目指し、京都の玄関口にふさわしい財産を残していただきたいと考えております。

次に、市民意識等についてですが、同和問題はいまだに忌避され、嫌悪されております。近年ではインターネットを利用した新たな差別事象が増加していますが、これら被害者はいつまでたっても泣き寝入りしなければならない状況にあることから、私たち自由同和会は人権侵害の処理及び被害者救済を目的とした人権擁護法案の早期成立を図るため、上田藤兵衛会長を先頭に精力的に取り組んでいるところであります。

人権をめぐる社会情勢が流動化していることから、常に教育・啓発に関する推進体制を整備し、従来の行政主導型でなく、官民が一体となった市民目線をモットーに、共感が持て、安保委員もご意見されておられましたように、まさに明るくアクティブでわくわくするような内容の啓発活動こそが市民啓発につながると思います。

最後に、以前なら同和問題はタブー視されてきた傾向にありましたが、もはや国民の目は同和問題に対する関心も高まり、自由な議論として新聞やテレビなどのメディア報道も非常に多くなってきました。近年の同和問題に絡む不祥事は行政にも責任はありますが、一部運動団体にも責任があり、私たちも同じ運動団体

として謙虚に襟を正さなければならないと思います。今日的に見て、当時の劣悪な環境にあった同和地区や差別が多発していた厳しい状況であれば、特別対策も大目に見られたかもしれませんが、現在、解消の過程にある現状では、もはや甘えは許されないと思います。今や優遇策は差別を助長することになり、特権意識は捨てなければならないと思います。自分たちの考えを押し付けるだけでなく、市民の声に謙虚に耳を傾け、是正すべきは是正し、自分たちは何ができるのかを自問しながら、子どもや孫のために差別を残さないとの強い思いを持ち、私たちのような運動団体を存続させるための運動ではなく、部落差別をなくすための運動に傾注せねばなりません。

そのような意味において、本委員会の議論や、私ども自由同和会の意見は地域の皆様にとって大変な負担と痛みを伴うものですが、先般のアメリカのオバマ大統領じゃございませんが、もはや自らが立ち上がり、自らがチェンジしなければならない時期に来ていると思います。私たち自由同和会はこのような思いを秘めながら、上田藤兵衛会長自ら先頭に立ち、門川市長とも是々非々の議論を交わし、共に努力し、共に汗をかきながら、京都の人権文化の構築に向け、努力していく所存でございます。

委員の皆様をはじめ京都市の関係者の皆様方には大変な時間を費やされ、今回もこのような意見発表の機会をいただきましたことに対し、心よりお礼を申し上げます、意見表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【新川】 どうもありがとうございました。大変限られた時間で申し訳ございませんでした。おまとめいただきました。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、自由同和会京都市協議会の方々のご説明を終了させていただきます。

それでは、引き続きまして、情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会（市民ウォッチャー・京都）の皆様方、よろしくお願いいたします。こちらからは事務局長の中村和雄様、幹事の井関佳法様にお越しいただいております。

それでは、ご準備が整い次第、よろしくお願いいたします。

【中村】 市民ウォッチャー・京都の事務局長をしています弁護士の中村和雄です。

私たちは、貴委員会が同和行政の完全終結に向けて、これまでの京都市の長年

にわたる不公正，不正な同和行政について正確な情報，資料に基づいてきちんと検証され，その上で市民の期待する報告がなされることを期待してきました。しかしながら，率直に申し上げて，貴委員会での審議内容は充実したものとは言えない状況だと考えています。

貴委員会は自立促進援助金制度の廃止について多くの時間を費やして議論してきたものですが，貴委員会において議論されてきた検討項目のほぼすべては，既に長年にわたる同制度をめぐる訴訟の中で何度も議論されて，裁判所によって判定済みの課題ばかりです。貴委員会の審議は，裁判所において既に決着済みのことをまた一から議論し直す，そういう状態でした。しかも，貴委員会の委員の多くの方が同和問題についてこれまで関与したことがなかった方たちということもあって，同和問題についての実態や制度についての理解が不足していて，誤解に基づく発言も目立ちました。時間をかけたわりに議論が深まらなかった，そういう印象を拭えません。傍聴していた同和運動団体の方たちも同じ思いではなかったのかと思っています。

私たちは，添付させていただいた意見書のとおり，何度も意見表明の機会を求めてきました。残念ながら貴委員会は今日まで，私たちの意見表明についての要望を拒絶してきました。制度改革の議論が終結した現段階において貴委員会が私たちの意見表明を求める，そのことの意味は一体どこにあるのでしょうか。私たちは口頭での意見表明ができなかったために，私たちが表明してきた自立促進援助金制度の今後の在り方についての提案について委員の皆さんに十分にご理解いただけなかったことを極めて残念に思っています。新たな免除制度の創設ということが問題を更に悪化し泥沼化させるものでしかなく，問題の解決にならない，そのことについて指摘しておきたいと思います。

ところで，私たちの度重なる指摘にもかかわらず，貴委員会は自立促進援助金制度が創設された経過について調査しようとしませんでした。どうしてこのような極めて不公正かつ不合理な制度ができ上がったのか。当時，市民の知らないところで京都市と一部同和運動団体との間でどのような協議がなされてきたのか。そのことの究明を避けてきました。貴委員会は，なぜ京都市がこうした不公正かつ不合理な制度を創設したのか，どうして今日までその是正が図られなかったの

か、京都市だけなぜこんなことが行われてきたのか、そのことを究明しようとしているとは感じられません。

これでは、京都市の同和行政を完全に終結する、そんなことはできないのではないのでしょうか。たとえ表向きの制度を廃止されたとしても、長年にわたって行政機構に蓄積されてきた問題点が是正されないままに終わるのではないのでしょうか。かつての不公正な誤った同和行政がなぜ生じたのか、なぜ是正されなかったのか、そのことを究明し、市民に明らかにすることこそ貴委員会の役割のはずだと考えています。残された期間、貴委員会が本来の役割を果たされることを強く望むものです。

本日、私たちに参加の要請を京都市からいただきました。参加するかどうか大変悩みました。崇仁まちづくり推進委員会の声明文が本日配付の資料の一番後ろに付けられています。非常に上手な表現をされていると感じました。裁判員制度で裁判員への参加を求めながら、判決の骨子が全部でき上がっていて、その段階で初めて市民に参加して意見を求める。こんなばかなことはあり得ないわけです。既にすべてでき上がった後で私たちの意見を聞くということ自体が非常におかしなことであります。そういうことを指摘したいと思います。ただ、私たちは、これから残された期間、貴委員会が本当に市民の期待を担った活動をしていただけることを期待しまして意見表明をさせていただいています。この委員会でやってきていることは、例えばインフルエンザにかかったときに熱が出た患者さんに対して熱冷ましの薬を与える、冷ましてあげる、そういうことだけをしてきているわけです。どんなインフルエンザのウイルスだったのか、なぜウイルスが入ってきたのか、これからウイルスが入らないためにどういうふうにしていったらいいのか、そのことについての協議はなしに単なる処方せんだけを施しているだけでは、また新たなウイルスが入ってきて同じようなことになるのではないのでしょうか。貴委員会の役割というもの、市民が期待している役割ということについて、もう一度、検討をお願いしたいと思います。

私たちはずっと傍聴してきて、この委員会の審議の中で委員会をどういうふう

に運営するのか、どういうふう

に課題を設定していくのか、運営をどうするのか、運動団体の皆さんにどういう形で意見を聞くのかということについての意見交換

が本当に不足しているということを感じています。事務局サイドが企画した一定の方向に基づいて運営がすべて行われてきている。市民の皆さんが期待する本来の在り方に沿って皆さんがきちっとした議論をしていただけないかと思っています。

部落問題、同和問題の本当の解決のためには、京都市が長年にわたって行ってきた闇の部分、一部運動団体との間で密室の中で行ってきた、そのことがどんなことだったのか、どんなことが行われてきたかということを市民の前に今こそ公開することを抜きに行われたいと思っています。ぜひもう一度、原点に立ち返って貴委員会の役割について協議いただいて、残された期間、この点について明らかにすることを求めたいと思います。

例えば、本日も同和運動団体の方たちの意見表明の時間も非常に短いです。意見もそれぞれ違います。しかし、私たちはこういうことを真剣に議論する場をきちんと京都市が責任を持って設けることが今一番重要だろうと思っています。

例えばこの委員会、ないしは京都市が主催してシンポジウムを開く。5つの団体、私どもも含めて呼んでいただく。そして、十分な討議を時間をかけてやり合う。そういうことをぜひ提案いただけないかと考えています。新川委員長がコーディネーターになって皆さんのところから意見を聞く。そういう機会こそ今必要なのではないでしょうか。積極的な活動をしていただくことをお願いして私の発言を終わります。

【井関】 発言の時間を与えていただきましてありがとうございます。私から若干の補足をさせていただきたいと思います。せっかくの機会をいただいていますので、率直に意見を申し上げたいと思います。

貴委員会の主要な課題であった自立促進援助金については、11月の議会で免除条例が成立いたしました。しかし、この条例は内容が妥当なものではないと考えております。

自立促進援助金は同和事業という特別施策として行われた個人給付を内容とするものでした。法律的には憲法14条の平等原則、合理的な区別と言えるのかどうか。地方自治法上は補助金として行われましたから、公益的な必要性が認められるのかどうか。そして、同和事業の観点からいいますと、部落内外に格差があ

るのかどうか、続いているのかどうか。その格差の解消を目的とした施策であるのかどうか。その目的達成のために合理的な必要なやり方だと言えるのかどうか。このことこそが問われると考えます。自立促進援助金に即していえば、部落内外の進学率に見るべき格差が続いているのかどうか。同和奨学金を受給した方の属する世帯の所得、収入が一般の方と比較して低位な状態が続いているのかどうか。このことが何をにおいてもまず科学的に検討されるべきことだったのではないかと思います。

しかし、傍聴して伺っている限りでは、この点の検討が極めて不十分だったのではないかと思います。裁判の中で明らかになった数字、同和奨学金を受給する段階で年収700万円がちょうど真ん中です。半分の方は700万を超えている。半分の方は700万を下回っている。そういう方が同和奨学金を受給されている。

自立促進援助金については、詳細なデータを前の意見書に添付したかと思いますが、すけれども、もちろん低い世帯の方もいらっしゃいますが、700万を大きく超えて1,000万から1,500万、こういう所得の方がずっと自立促進援助金をもらってこられて、京都市が新たに設置された基準を適用しても、1,000万、1,500万の方が引き続き受給されているという実態があります。

確かに一般的に見れば、いわゆる同和地区の平均所得というのは極めて低いのだと思います。しかし、子どもが高校に行っている。そして、その方が勉強して社会人になった、その世帯の所得というのは今の一般的な皆さんの所得と比較して決して低いものではない。こういう状況があるわけです。

私どもが見る限り、平成に入ってから高校進学率は全く差がなくなっています。大学進学率については、これは本当におかしいことだと思いますけれども、同和のデータが奨学金をもらっている人の進学率のデータしかない。同和地区全体の大学進学率のデータがないんです。ですから、これは最初から科学的にこの施策についての検討をする姿勢がなかったと言わざるを得ないのではないかと思います。すけれども、そういう状況にあるわけで、私どもが見る限り、自立促進援助金というものを続けてきた経済的な基盤、科学的な基盤というのは全く認めることができないと思います。その点で、非常に非科学的な結論を出されたのではない

かと私は思っています。

判決がありまして、この判決にほとんど寄りかかった内容の結論になりました。この点についても以前の意見書で申し上げましたけれども、裁判所というのは行政の裁量を最大限尊重しますから、よっぽどのことでないと違法判断というのはしないんです。広範な裁量権があると裁判所は言っている。そのこと自体、私たちは批判をしていますけれども、今の裁判所はそういう立場。その裁判所が引いた最も外側の線が違法の線になっている。皆さんはその線に沿った意見を出されて、それが条例になってしまっている。もしそんなことであれば、行政や皆さんの存在価値というのはどうなんだろうかということになるわけであります。

それから、現時点で将来の分も全部免除するという点。これから十数年間、本来であれば毎年毎年、部落の内外の経済情勢、進学率、こういうものを見ながら必要性を判断していくべきもの。ところが、それを現時点で全部決めてしまう。言葉は悪いですが、大変傲慢な判断だと思います。将来の時点でなすべき判断を全部先取りしてしまっている。

ということで、私どもは、成立した条例については大変問題がある、大変なものができてしまったなと思っています。

自立促進援助金も含めまして、いろんな問題が起きています。温泉学習会の問題、犯罪不祥事の問題、私たちが関わった問題でいきましてもいろんな問題があります。しかし、それぞれの問題というのは現象です。先ほど中村さんも申し上げましたけれども、じゃ、それが何でそういうことが起きているのかということをやはり市民に説明していただく、それが皆さんの任務だろうと思います。

温泉学習会でいえば、水増し請求、それは全部、市の職員の方が申請書を書いていたというんです。北陸の高級温泉旅館には市の職員が同行されています。全部、詳細までご承知だった。何でそんなことが起きたんだろうか。市民はそのことを一番知りたいんです。しかし、その点について、これまで明らかにされていません。また、責任もあいまいにされたままになっています。

犯罪不祥事も同じです。一般の会社ではとてもとても想像もできないようなことが蔓延している。同僚や上司が怖くて注意もできない。そういうことがいっぱいある。そのことがストレスになっちゃって休職される方、やめちゃう市の職員

が少なくない聞いています。これも、何でそんなことになったんだ。榎本前市長は選考採用について言及されました。じゃ、何でそんな選考採用がずっと続いたのか、このことについても全く明らかにされないまま今日に至っています。私どもが犯罪不祥事問題で出させていただいた提言、報告書には、市と運動団体の異常な関係がその根本にあると意見を述べています。それが正しいのかどうか、そういうことを含めて、ここの委員の皆さんにご検討していただく必要があるんじゃないでしょうか。

私どもが考えていること、運動団体と市との関係が正常でない、これは私どもが申し上げているだけではありません。何十年も前から同対協とかそういうところで、運動団体に対する主体性を確立しないとだめですよ、えらいことになってますよと繰り返し繰り返し警鐘が鳴らされてきています。京都市は、その点、どうだったんだろうか、問題があったんじゃないだろうかと、当然、検討して市民にきちんと報告をしなければならないのではないのでしょうか。

ここの委員会に諮問されていませんという話もありますけれども、本当に必要だとお考えになるのであれば、そのことが必要だから、とりあえず次の報告は中間報告にさせてほしい、根本原因について引き続き検討をする必要があると考えるので委員会を継続活動させてほしいと、ぜひ提言をしていただきたいと思います。私どももそれに向けてできる限りのサポートはしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【新川】 どうもありがとうございました。限られた時間の中でお話をいただきました。大変恐縮でございました。

以上をもちまして、情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会（市民ウォッチャー・京都）の方々のご発表を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上、4団体の方々から貴重なご意見を頂戴いたしました。本当にお忙しいところをご来場いただき、ご発言いただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。また、こういう言い方をするとご批判を頂戴するかもしれませんが、今日いただいたご意見、これまでもそうですが、なかなかそれぞれのご意見に個別、どういうふうに具体的に対処できたかと言われますとじくじたるところもござい

ますけれども、私どもなりに受けとめさせていただき、委員会の意見として、それぞれのご意向を慎重に議論させていただき、最終報告に向けて充実した報告をつくる、その貴重な参考にさせていただきたいと思っております。4団体の方々には、本日、本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、暫時、数分程度、休憩を置かせていただきまして、その後、傍聴者の方からのご意見を伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。トイレ休憩というような意味合いですので5分程度ということで、恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【新川】 それでは、時間が参りましたので再開させていただきたいと思えます。

本日の次第、議事の2つ目でございますが、行政の在り方に関する傍聴者の方からの意見聴取を進めさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、傍聴者の方々のご発言時間につきましては、あらかじめお約束をさせていただいたとおり、お1人様5分以内とさせていただいてございます。5分になりましたら事務局から時間経過をお知らせいたしますので、当委員会の進行にご協力をいただきますよう、お願い申し上げたいと思えます。

ご発言の順番につきましては、あらかじめ抽選で発言順番を決めていただいているかと思えます。それぞれ、順次、お座りいただいている箇所からご発言いただければと思っております。

なお、傍聴者の皆様方のご意見につきまして、先ほどの団体の方々とも同じでございますけれども、一つ一つ、この場でご議論をさせていただくということには無理がございます。大変恐縮でございますけれども、今日はご意見をお伺いさせていただき、今後の審議で私どもなりに受けとめさせていただくということでご了解いただければと思っております。

なお、ご発言内容につきましては、お名前等の個人情報を除きまして、原則として議事録を通じて公開させていただくということになりますので、ご了承いただければと思えます。もちろん今日のこの場も公開でございますので、この点についてはあらかじめご理解賜れればと思っております。

それでは、早速でございますけれども、1 番目の方から、順次、お話しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【傍聴者A】 私、地元でNPO法人の活動をしております者です。私は中京区内にありますが朱雀第四学区の各種団体、自治連合会や地域女性会、社協や様々な団体と組織をしましてNPO法人あかしやふれあいネットワークという団体をつくって、その（役員）をしております〇〇といいます。

まず、総点検委員会の皆様には、これまでのご熱心な論議に対して敬意を表したいと思います。

時間の関係で端的に話をさせていただきます。

平成14年1月に、京都市では「隣保館の在り方」というのが出されまして、その内容は、隣保館という名前からコミセンにする、それまでにやっていた事業を一部、地元の団体に委託していく、そういう方針等々が出されまして、私どもも平成17年からNPO法人を立ち上げて京都市の一部事業を受託して、これまで3年有余、活動してまいりました。その中では、北区の楽只地区、更には左京区の岡崎地区、18年には南区の吉祥院地区、そして、下京の崇仁地区、20年には右京区の上花田地区の6地区でスタートをして、現在、事業を進めております。この6地区のスタートには差異があっても、各種連合会と、本当に交流ができるのかということで、法人をつくるというのは簡単なんです、その後の活動をどうするかということで非常に議論を積み重ねた結果、やっていこう、頑張ろうということでスタートをさせました。今まさにその事業が根付いて定着しつつある状況であります。

私どものNPO法人についても、それまで、学区の65歳以上のお年寄りの実態調査を、町内会長の協力を得て約1,500名の高齢者の調査をしました。その中からボランティアを募って、毎日、今日も安否確認や様々な事業と連携を持ちながら進めております。とりわけ私たちは毎日のボランティア活動の中から人間関係をつくって、一般地域のお年寄り、引きこもりのお年寄りをコミセンの事業に参加させたり、また、京都市の事業の「歩こう会」とか各種学びの事業とか、様々な事業に参加することによって、まさしく同和事業を一般に広げていった、そういう活動をこれまでやっております。そのボランティアの方々の悩みも、毎

月25日にボランティア会議をしまして、様々な議論をして今日に進めている状況であります。

その結果、地区内外の住民の交流をはじめ、高齢者の施設や学区内にある障害者の共同作業所、授産施設などとの交流を図り、それまでなかった、いわゆる幅広い層の人たちとの活動ができました。まさしくこの活動の拠点がコミセンであり、その核、コアがNPO法人であります。

また、今後、地元でも改良住宅の建て替えを契機に、いわゆる新しいまちづくりが進められますが、私どもは留学生用の住宅ではなく、障害を持っている方々、親亡き後の障害者や独居高齢者が安心安全で住める障害者のグループホームや老人グループホームなど、福祉施設を活用したまちづくり、すなわち福祉で人権のまちを進めていこうと考えております。

これまでの活動の成果を損なうことなく、私どもは進めていきたいということです。交流会の中で、障害者を持つ親は「この子は私より早う死んでほしい」と。しかし、健常者を持つ親は「自分より早う死ぬ子は親不孝な子や」と言う。こんないびつな社会を是正するのは行政であり、その受け皿が、私はこれからの同和地区だと思います。そんな中で、私どもが福祉を大切にする地域を、今後、壬生のコミュニティセンターでやっていきたい。そのためにも、23年度から廃止ではなくて、これまでNPOで頑張ってきたその芽生えを必ずや引き継げるような、そういう文章をぜひ委員の方々につくっていただきたい。そのことを切に願っていききたいと思います。今後のコミセンは住民主体、自立と共生と、そして、いわゆる自主性を持って自分たちは進めていきたいということを願って、時間が間もなく来ますので、私の発言に代えていききたいと思います。どうもありがとうございました。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。

それでは、引き続きまして2番目の方、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

【傍聴者B】 こんにちは。〇〇と申します。今回、この発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、この委員会につきまして、最初の段階で点検をしていただいて、そして、

総括をしていかれるものやと認識しておりました。インターネットを通じて、毎回毎回どのような話をされているかというのも見させていただいております。

私が見ている中で一番心配かなと思うのは、やはり骨子がどんどん出てくると。そして、それについて廃止であったりとか、確定したような内容が出てきているということで、あまりにも早いんじゃないかなと感じています。このような機会を得てお話をさせていただくことがあるんですけども、できたら委員の方々と我々がワークショップをさせていただくとか、そういった取組を考えていただけないかなと。そしたら、我々が考えていることももっと伝わるんじゃないかなと思いますし、最初の点検委員会の際に私も傍聴させていただきましたけれども、やっぱり同和地域に関わってこられていない先生方と我々が実際に同じ議題で話し合いをするという機会を設けていただくということも、今後、考えていただきたいと思います。

そして、私は、皆さんがお考えになっている骨子を読ませていただいて、ある程度やはり進めていかなければいけないことだと感じておりますが、まちづくりの点であったりとか市立浴場の点等につきましては、ただ廃止やとか、ただ値上げやということではなくて、一般施策の中でどうしていったら解決していくのか、どうしていけば進めていけるのかという点も考えていただきたいと思いますし、同和地域だけじゃなくて市内全域で、洛西へ行くと母子家庭もたくさんありますし、やっぱりしんどい家庭というのはたくさんあると思うんです。その中で全体を包括した中で助けていってもらいたいと思っております。

そして、最後に、私がこの委員会が最終答申を出される際に望みたいのは、今まで出されている骨子を見ている限りでは、段階的にここまで切ってやりましょうということだけしか出ていないと思うんです。これからの同和地域をどうしていくのか、これからの京都市をどうしていくのかというビジョンが欠けていると感じています。せっかくこのような機会があって、この委員会が立ち上げられたわけですから、門川市長が言われているまちづくりということも含めて、どういうまちづくりをしていくのか、どういうまちづくりを進めていくべきなのかというビジョンをしっかりとこの委員会を出していただきたいというのが私の意見です。

時間的には早いかなと思いますが、以上です。ありがとうございます。

【新川】 どうもありがとうございました。短い時間でしたけれども、しっかりご主張いただきました。ありがとうございました。

それでは、3番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者C】 私は市内の同和地区に住んでいます28歳の〇〇と申す者ですけども、難しい話はちょっと諸先輩方に任せて、僕は自分の思いなどをぶつけていきたいなと。今現存する差別状況やいろいろな問題点などをお話しさせていただいて、今日の総点検委員会の中で少しでも反映していただければと思ってお話しさせていただきたいんですけども。

まず奨学金問題のことなんですけども、僕自身、今どき珍しい7人きょうだいで、9人家族という家族構成なんですけども、9人家族で同和地区の改良住宅の1室で小さいころからずっと住んでいたわけなんですけども、親も身体障害者というハンディを背負ったまま、親は大変多額の借金などで苦しんでいる状況の中、この奨学金制度という制度のおかげで我々きょうだいは高校に進学して、無事、全員卒業することができたというので、まずこの奨学金制度があったおかげで我々は今日まで生活してこれたという事実、僕自身の問題なんですけども、これに関して、当時の話やったら返さんでええよという話やって、僕の母親がそれを受けて、うちはちょっと人数が多いし、これは助かる制度や、これやったらみんな進学して、7人全員学校に行かせられると。そういう中で制度を活用したにもかかわらず、こういった一連の不祥事問題から始まって、こういう委員会の皆さんが提言されたように、廃止して返還するようにせえと11月市会でも出てきました。

それに対しても少し憤りを感じているんですけども、次に、コミセン問題ですけども、コミセンは僕も活用しているんですけども、これから京都市としては人権の拠点として活用していくべきだと主張されていたにもかかわらず、一方的な議論がなされて、このように廃止、また、使い道がまだ不透明であるということで、僕自身もコミセンをよく使いますし、体育館施設や浴場施設もよく使うんですけども、最近やっぱり地区外の方々も体育館を毎日のように使われております。僕自身も一緒に使っていて地区外の人とも交流を図っておりますし、浴場も地区

外から来られる人との大変貴重な交流の場であると認識しておりますし、コミセンはもっとこれから地区外の人と地区の人が一緒になっていろんな交流やいろんなことができていけるものだと思いますので、どうか残してほしいと。これからの使い方も各地区に入って話をしてくてもらいたいと思います。

それと、今、アンケートを見ていたんですけども、差別は実質的に解消された、市民意識では8割が「もうない」となっていると見ていたんですけども、昨年、僕の身近な人間がすごく厳しい結婚差別に遭いました。それはすごく身近な身内なんですけども、今も苦しんでいる状況です。それはなぜ起きたかという、一方的に僕の考え違いかもしれませんけども、昨年の市長選において同和問題がすごく提起されて、問題視されて、僕の家にもそういう中傷ビラみたいな、ようわからんようなビラも入っていましたし、ほんで、歩いていたら、その辺の駅などでも「同和ノー」みたいな感じで看板が掲げられたり、同和をタブーとされた本なども大変売れていますし、何か市民にはすごい興味を持たれているんですけども、反面、こういう身近に起こった差別事件がありましたので、僕も一緒になって、今、闘っているわけですけども、この問題はどういうふうに解決していったらいいのか、これからだれが解決してくれるのかと。確かに点検委員会の皆さんは、僕ら同和地区のために議論をしてくれてくれたことには感謝しています。しかし、まだまだ市民の差別意識というのは完全になくなったとは言い切れません。これからも総点検委員会の皆さんに、できたら我々の地区へもっと入ってきてもらって、同じような熱を持って、思いで、また同じテーブルで話ができたら僕はもっといいものができるのと違うかなと思いますので、これからもよろしくお願いします。すみません、時間、過ぎまして。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご経験からのお話をいただきました。

それでは、4番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者D】 自由同和会の〇〇と申します。本日は、意見を述べる機会をいただきました。ありがとうございます。また、京都市が思い切って、このガラス張りの委員会を設置され、また、各委員の皆様、ご多忙中、お時間を割いていただきまして、感謝しているところであります。

ただ、その反面、この委員会を既成事実になれ、部落差別を切り捨てられるの

ではないかという懸念をし、更には、この機会に一部の同和団体や同和問題と行政を切り離していこうという形の委員会にも感じてなりません。

この委員会での議論は、京都市の財源の問題でもなく、一部の運動団体との旧態依然とした体質を打ち切るためのアリバイづくりでもなく、現存する差別の問題で、その差別をどう解消していくか、それを親身になって考えていただける場だと信じております。よって、コミセンや市立浴場、学習施設や保健所分室等の廃止や民間委託によって解決する問題ではないと私は思います。

私たち自由同和会では、上田藤兵衛会長を先頭に1年間、いつも思い起こせばフル回転で差別の解消に向けて運動をしているところであります。人権週間や人権強調月間にポーズですのような取組ではなく、1年間を通じて、やはり心で訴え、気持ちで訴えることが運動であり、また差別の解消につながると信じて活動しております。

数年前から少子高齢化や同和地区の若年層離れ、更には地域格差において、今後、懸念が生じるおそれを感じた事務局としては、学校教育が重要な場所であるという位置付けをもって各小中学校、養護学校、高等学校、京都市内の二百数十校すべてを事務局で毎年回っております。その中において、同和地域と一般地域が交流を深めていけるような京都市になっていかなければならないのですが、一般地域においても少子化のあおりを受け、子どもたちが努力を忘れ、「私たちが頑張っても、こんな世の中で、将来、私たちはどうなるの」ということを小学生が言っているということを聞いて、未来に対してぞっとしているというか、そういう感じを私は感じました。

同和問題と同じく、ただそこで生まれただけで学校、地域が指定され、京都市の中においても千人からいる学校と五、六十人しかいない学校がある中で、学力や体力の低下が懸念されたり、競争力の低下が懸念されているということを現場の声として毎年聞かされております。

そういうことから、自由同和会では、昨年も上田会長を先頭に府下市町村、大学、企業、各種団体等50以上の団体を訪問したり、自分たちが手弁当で何の支援もいただかずに自分たちの思いで1年間フル活動をしているということも踏まえ、京都市に対しては、この委員会での議論というものを今後生かしていただく

ためにも、やはり現地に入り、自分たちの目で確かめ、タッチ・アンド・シンクじゃないですけども、市長やその他担当者の方に現地にどんどん入っていただいて、現状の的確な把握に努めていただき、実態がここにあるんだということをしかりと認識していただいた上で、また、委員の先生方にも、ご多忙だとは思いますが、そういう気持ちで、今後、議論を進めていただきたいと思います。

人権意識の向上というのは、やはり教育でしかなし得ないと思いますので、その教育をする場所としてコミュニティセンターであり、学習施設などの今後の運用の在り方も含めて考えていただくことが大切だと思います。

以上です。ありがとうございました。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。

それでは、5番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者E】 北区楽只地域でNPO法人の活動をしていますくらしネット21の役員をしています〇〇と申します。私からは地域の取組と、なおかつこの運動が人権のまちづくりに進んでいるということを表明させていただきたいと思います。

まず1点。この委員会での、我々地域のコミュニティセンターや各種の施設があたかも閉鎖的であるのでこれを開くんだという議論、私にはどうしてもそういうふうには聞こえてなりません。私どもの楽只地域では、くらしネット21のNPO法人が学区の各種団体の皆さんと一緒に取り組んでおります。委員の構成も、実は部落の人というのがほとんど少なくて、地域周辺の人たちと一緒に取組んでいる法人であります。言い換えれば、部落にある施設を利用して私たち地域にもっと活力を持つ、そんな地域づくりを学区単位あるいは京都市単位で取組もうという理念のもとで取り組んでおります。

この施設の利用、私どもは一部事業という形で貸館業務の受け付け、あるいは事業の受け付けもさせていただいておりますけども、今、貸館業務や各種事業の参加者というのは、実は部落の人たちが少なくて、その周辺の人たちがたくさん利用していただいております。その層も地域の女性会の人たちがフラダンスをやってみたり、民謡の踊りをやってみたり、あるいは、体育館では子育てで忙しい世代で、他でも非常に少ないんですけども、ただで利用できるということで利用されて、子育てのお母さんたちが子どもを連れて一緒にバレーボールサークルや

バドミントン教室をやったりという形でやっております。なかなか無料でできる施設が少ない中、部落の施設を拠点として様々な人たちが交流している、こんな実態もお知りおきいただきたいと思います。

あわせまして、まちづくり運動でいきますと、私たち地域では改良住宅の中に留学生の人たちに入っていたいたり、あるいは、意見表明の中にもありましたけども、定期借地権を設定したコーポラティブ住宅も初めて実現させていただきました。このコーポラティブ住宅の入居者も部落の人たちがすべてではなく、わざわざこの取組に賛同して神戸から来られた方、あるいは自分たちの福祉活動しようという形で鍼灸・マッサージをされている方が一緒に入って、今、この取組が進んでいます。

言い換えれば、既に開かれた施設の利用がどんどんされています。そこを十分ご理解いただきたいと思います。私たちは、今までのように部落があって迷惑な、そんな学区から、部落があってよかった、部落を拠点に福祉と人権のまちを更に進めるんだ、そして、それが子育て世代や高齢者の人たちにとって優しいまちづくりを進めていく、その運動を少なくともさせていただいております。

今までの様々な改革についても、私たち地域住民は何ら拒絶することなく一緒に改革に取り組んでまいりました。ただ、今回、委員の人たちには申し訳ないんですけども、我々のメンバー、当事者が入らずに議論されていることはどうしても私は納得できません。何も私たちが委員に入って皆様の意見を防ごうなんていうことは考えておりません。ただ、一言だけ申し上げたいのは、やはり私たちの声を十分理解していただいて、より反映させていく、そんな取組にご協力を賜りたいと思います。あとわずかな日程で、多分、最終報告書をまとめられると思います。拙速でなく、十分ご議論いただいて、私たちにとっても、そして市民にとってもいいまとめをしていただくことをお願い申し上げまして、私からの意見表明とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご意見、賜りました。

それでは、続きまして6番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者F】 失礼します。まず冒頭に、この委員会が、主たる問題である部落問題の当事者が受け入れられないという委員会の構成になって発足されたことに不満を覚

えます。

私は、地元、錦林で部落解放運動、いわゆる部落差別をなくす運動のほか、各種の組織と連帯をしてまちづくり組織をつくり、まちづくり運動を進めています。一方で、地区周辺の人たち、代表に集まっていただいて啓発集会も、この間、続けてきております。〇〇といいます。よろしくお願いします。

部落問題を語るとき、必ず、例えば京都市はこう言います。「市民の理解と共感を得られるようなものにする」あるいは「市民の目線に立って」と言われます。果たしてこの市民の理解と共感、目線というものが皆それぞれ定義がきちっとされて同じなんでしょうか。部落問題に対する認識、意識、自覚が、本当に目線が同レベルなんでしょうか。同認識なんでしょうか。そのことを聞きたいと思います。そうすると、その杓子がもし間違っていたとすれば、あるいは違っていたとすれば、その後の理解と共感というところが違ってくるわけであります。そのことを強調したいとまず思います。

この委員会にもずっと、私もほとんど傍聴させていただいているわけですが、終わりのほうになりましたけども、啓発の部分では、委員会の中でも、そして京都市も、不十分である、まだ課題が残っているとほぼ結論づけられております。そうすれば、市民の目線がどのレベルにあるのかということをきっちりと論議をしていただく必要があるのではないかと思いますし、例えば、私の知り合いの市会議員に聞きました。「先生、市民の目線、理解と共感と言うけれども、例えて言うと、議員、あなたの後援会、あるいは支援者の中におられる市民に部落問題、同和問題、人権問題をわかっておられる方がどれぐらいいて、どれぐらいのレベルで、そして、議員にどんな陳情や意見が寄せられるのか」と。ないというわけです。「そしたら、議員は部落問題を語るときにはどの観点で市会なんかで意見を言われるんですか。人に話をされるんですか」と聞くと、自分の感覚、ある程度、自分に集まる情報でその意見を言うんだと。これが、市民の理解と共感を得る、そして、市民の目線に立った、集約された意見と言えるのでしょうかと常に疑問に思います。

私の地元での取組の中で例を出して言いますと、まちづくりの運動にしろ、啓発の運動にしろ、各組織を網羅します。啓発の集会で言いますと、今言いました

ように周辺地域の各種団体の代表の方にも入ってもらってやるわけですが、常に、これも京都市の最大の欠点であります、長い同和行政、部落問題解決のための同和行政であるはずが、こと地元地元に置く、そういう運動の展開に当たっては、あるときは思想信条、意見の違いを越えて各組織が寄り集まって一つになってもらわんと行政は対応できないと言います。あるときは、その意見の違い、相違を利用します。分断と利用の繰り返しです。それが多くの問題を今日に残してきた要因ではなかったのかと思います。私は、そのことを通じて行政不作為であると言わねばならないと思います。

それから、この委員会の論議の中で特徴的なこととして、特に崇仁のことではありますが、改良事業が進まないなら、住宅の部分だけでも地区移転してはどうか。土地を他に用意して移転をしてはどうかという意見もありますが、私は、わからないこともないんですが、そこはその人たちにとってふるさとであります。

すみません、もう少しだけ。

それを失ってまでやるということは、過去に、岐阜県の中でも実験的にやられた例がありますが、分散した部落が、皆、元の地域へ戻ってきています。そういう経過も考えてみれば、我々はそのことに着目をした議論をすべきでないかと思っています。

この委員会の中坊先生がおっしゃいましたように、この社会は本当に人に対して冷たい、これ、言われましたが、そのことは相当の昔から我々の先達が言ってきたことであります。我々はその視点に立って運動を進めているということをお伝えして終わりたいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。

それでは、7番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者G】 委員会の先生方、ご苦労さまです。私は地区で生まれて育った〇〇と申します。時間も限られていますので本題に入りたいと思います。

コミセンの在り方について意見を述べさせていただきたいと思うんですけれども、コミセンがなくなったら一番困るのは、やっぱり高齢者です。十分な教育を受けていない、読み書きのできないお年寄りが何かあったら頼るのはコミセンで、私もお年寄りとお話しすることがあるんですけれども、「コミセンがなくなったら

わしらどうなるねん」と。本当に毎日が不安でたまらないということです。やっぱり当事者にこちらへ来ていただいて、本当の声を聞かせてもらったら一番いいんですけれども、何分こういう場が苦手なお年寄りが大半ですので、先生方には、やっぱり現地に行っていていただいて、住民の本当の生の声を聞いていただきたいということをお願いします。

それと、コミセンは地区だけのものではなくて、地区を取り巻く地域全体の交流の場として、もう確立されているんです。そこでお互いがコミュニケーションをとって、今までの偏見や差別がだんだん解消されていっているのは事実なんです。そこで、すぐ廃止と決めるのではなく、議論に議論を重ねていただいて、慎重に判断していただきたいと思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご紹介をいただきました。

それでは、8番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者H】 山科区在住の〇〇といいます。年齢42歳、妻と小学生2人の子どもがいます。

今日、来させていただいて意見を聞いている中で、皆さん、僕と同じ意見で、京都地域人権運動連合会さんが言い合った意見が非常にニュートラルな意見だなと素直に思いました。更に、自由同和会さんは、それを具体的に進めていこうとおっしゃっていましたし、市民ウォッチャーさんの、あまりにも結論を出すのが早いんじゃないか、議論をされ尽くしていないというのは、本当にそうじゃないかなと思います。一般で意見をされた方もそういうこと、僕と同じ意見を言われた方が多いので、もう少し、日付を切って結論ありきじゃなしに、最後の最後まで、最後の1人まで十分に納得して、足らんかったらもう一回やろう、もう一回やろう、20回でも30回でも重ねていただいて、「よし、これならいける」という、ほんまにみんなが「ようやってくれはった」というところで初めてピリオドを打つべきやと思うんです。ピリオドを打ってから、施策を実行していく中で、一定期間ごとに検証は絶対にしていかなあかんと思います。その検証の方法とかについても、やっぱり議論をしていくべきではないかなと思います。

一市民の目として率直に言わせていただいて、どうもコスト削減委員会みたい

な気がごっついするんです。コスト削減委員会の中の同和部門の予算をどう削ろうという、委員の方々も立ち止まっていたいて、ちょっとこれ、コスト偏重主義になっているのと違うかなぐらいの慎重さがあっても僕はいいと思います。

やっぱり意見聴取だけやなしに、ひざを突き合わせて関係者と、それこそつばが飛ぶ距離で議論をしていくことがほんまの生きた意見になると思いますので、これ、あと何回で終わられるかちょっとわからないんですけども、ぜひ取り入れていって、いい結論を出していただきたいなと思います。

簡単ですが、以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。貴重なご示唆をいただきました。

続きまして、9番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者Ⅰ】 ○○と申します。私は京都市水道労働組合の（役員）をしております。また、部落解放共闘の（役員）をして、京都市の職員部落問題研究会にも所属しております。

この委員会の発足のきっかけをつくった、昨年2月、今の時期に私どもの組合員が不祥事を起こしたということで、この1年間、懲戒免職2名を出した。私たち組織としては大変反省をしながら、今その問題について克服すべき活動をしております。

さて、私は2002年3月の法期限切れに関心とこだわりを持っております。京都市は、法期限前の2000年の同和地区実態調査結果と分析について公表してこなかった。実際は7年後に公表しましたが、しかし、この公表の仕方と内容は、市議員はもとより、数少ない関係者にも明らかにされておられません。私はこのことを研究集会、京都市集会で、再三、指摘してきたところであります。また、この調査に関わった世界人権センターの研究員の方からも直接聞きましたが、京都市は何度言っても明確な態度と答えは出してこなかったわけでありました。同時に、当時、大阪市でも実態調査を行って、それに関わった研究員の方も、その報告と京都の報告の温度差があったと考えております。

京都市の対応は法期限を前にして政治的意図をしていたのではないかという議論を当時したことを思い出しております。各委員におかれましては、私の指摘の意味がわからず、何を言いたいかと感じるでしょうが、しかし、私の周辺、すな

わち運動団体に所属しない、部落問題に関心を持ち、継続的に部落問題を語っている人たちは不可解と不信を感じております。

何を言いたいかといいますと、第3回の在り方委員会、昨年6月18日の議事録29ページの山本委員の発言であります。何人かの方もご指摘されているんですけども、「提示されているデータがすごく古過ぎますよね、あらゆる意味で。平成13年以降のものってほとんどない。この13年以降というのは非常にドラステックに日本の社会状況が変わってきている現状があるわけです。特に、ここ数年はほとんど信じられないような格差社会になってきている。その辺のことも含めて、もうちょっとやっぱり最新のデータを何とか整理していただきたいと。それをある種の判断基準にしなきゃいけないと思います。難しいとは思いますが、ぜひよろしく願います」という意見がありました。

これに対して事務局は「実態調査についてなんですけど、これは平成12年度以降、行っていないということなんです」と。最後に、「対象エリアを旧同和地区に限定した実態調査というのは行っていません」ということを明確に言っておられました。

ここが私の最大の関心であり、問題点だと考えています。ここを整理しなければ、京都市が2000年の実態調査と最新のデータを情報開示しなくては、この委員会のありようが成立しないのではないかと考えております。私の知る限り、京都市は5年ごとの実態調査をしております。京都部落史研究所の初代所長の師岡佑行さんは、生前、京都市及び京都府の実態調査資料は『京都の部落史』全10巻の近現代史を編さんするに当たり大変参考になった、貴重なものであると言われておりました。同対審答申や特別事業の始まる前、戦前の融和事業においても京都市に関わりは全国に類を見ないものであり、とりわけ研究者には評価をされていたものであります。

私の友人で『同和はこわい考』の著者の藤田敬一さんは、2002年3月の法期限を前に、行政をはじめ多くの人たちは部落問題、同和問題から潮が引くようにさっと去っていくよ、と述べておりました。文字どおり京都市は、「日本に京都があってよかった」というキャッチコピーをもじって、同和行政が京都になくなってよかったということを実践しています。法の切れ目は縁の切れ目、金の切れ

目は運動団体の切れ目なののでしょうか。この外部委員会を設置し、1年を目途に見直し見直しの大号令に、スピード感を求め、物事を進めていることが改革だと言われています。日本中世史の歴史家の故網野善彦さんは、物事を進めるに当たり、あまり早く結論を出して物事を意味づけることはよくない、と対談でおっしゃってありました。特別の法が切れ、一般化すると言うが、部落の今に光を当ててみると本当に差別はなくなっているんですかと問いたい。今、全国の部落で起っている現象に京都市は注意しなければいけません。京都府下の首長や他都市の取組との違いは明白であります。ソフトランディングするのもいいんじゃないかと思います。

最後に、マスコミの皆さん、新聞記者に言いたいことがあります。これまで、私もマスコミの皆さんから多くのことを学び、地元、京都新聞の〇〇さんや〇〇さん、毎日の〇〇さんということで、いろいろな方に聞きました。

最後に言います。通り一遍の経過記事でない、この在り方委員会とは何だったのか。部落の今について記者の目で批評、探求した記事の特集で書いていただきたいと考えています。

最後になりますけども、私は、部落差別とは一体何なのかということを委員の皆さんにもう一度考えていただきたいということで、舌足らずではありましたが、この内容については、また事務局に提案をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

【新川】 どうもありがとうございました。限られた時間で申し訳ございませんでした。

それでは、10番目の方、よろしくお願いいたします。

【傍聴者J】 地元、改進黨で部落解放運動をしております〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

時間の関係ですべてのことを言い尽せないかと思いますが、今の私の思いをこの場で述べさせていただきたいと思います。

私は、京都市はもちろんのこと、この点検委員会には非常に憤りを持っております。委員の皆さんは、その目で、厳しい差別の中を生きてこられた地域の高齢者たちの姿や、今抱えている問題を見てこられたでしょうか。また、その目で、低学力にあえいでいる地域児童生徒の姿、一昨年、学習施設では事業が打ち切ら

れまして、それ以降の地域の子どもたちの学力実態を見てこられたでしょうか。
そして、その耳で実際にこれらの話をお聞きしたでしょうか。

京都市から出された資料のみで、このような地域が抱えている問題の一部さえわからずに施策、制度の有無、施設の運営、運用のみだけが論議され、部落差別の解消、問題の解決には一切触れないというこの委員会の姿勢は一体何なののでしょうか。地域住民の思いは、まさに「軒下貸して母屋取られる」この思いにほかなりません。

２０００年に行われました京都市同和地区住民生活実態把握事業の実施報告書が７年の月日をかけて一昨年末にようやく出されました。その内容報告を見ましても、分析に携わりました識者たちが述べておりますように、極めて憂慮すべき事態ということが一目瞭然であります。

１９５１年、京都市で発覚したオールロマンス差別事件で、部落を行政外の行政として放置してきた京都市の差別行政が明らかにされました。このことを契機に、京都市の同和行政は大きく転換を遂げ、部落差別解消に向けた取組を積極的に行ってまいりました。しかしながら、今日の京都市の動向はどうでしょうか。先祖返りするがごとく、オールロマンス差別事件当時の京都市政に戻ろうかという様相を呈しております。この京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会もその一翼を担っているということと、委員の皆さんが出される提言には被差別部落の高齢者や子どもたち、また住民の明日がかかっているということを、再度、認識していただきたいと思います。

最後に、被差別部落の住民は京都市民ではないのですか。この質問を委員の皆さんに投げかけて終わっていきたいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。本当に貴重なご意見を傍聴者の方々からいただきました。１０人の方々には改めまして深く感謝を申し上げたいと思います。

ただいまいただきましたご意見、これも各団体の方と同様で、おそらく当委員会として、本来、それぞれにお返しをすべきところを、不十分な形で議論をし、そして、最終報告をするということで、またご批判は賜ろうかと思いますが、そうは言いましても、私どもなりに何とか今日いただきましたご意見を十分に踏まえさせていただきまして、最終報告でしっかりと審議を進め、結論を得たいと思

いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたしたいと思います。

本日は4つの団体の皆様方、そして10人の傍聴者の方々、貴重なご発言を本
当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の意見聴取につきましては終了とさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、3、その他ということで、次回以降、私どもの
最終報告に向けた議論についてのご相談をさせていただきたいと思います。

今日いろいろご意見もいただきました。それから、前回までのところで、これ
もご批判がありますが、骨子、まとめということで、一定、方向付けをさせてい
ただいてきたということがございました。最終報告に向けまして、当委員会の使
命でございますけれども、同和行政終結後の行政の在り方の総点検、この報告を
しなければならないかと思います。そこで、二、三の提案をさせていただきたい
と思います。

1つは、当委員会の最終報告での行政の在り方ということにつきまして、これ
までの委員会のご審議で重要な論点の幾つかは既に当委員会でもご意見をいただ
いてきております。したがって、これまでのご指摘、これまでご審議いただ
いた骨子の趣旨、内容、方針等に基づきまして、また、今日いただきました関係
団体や傍聴者の方々のご意見も含めて、まずは次回の委員会に向けて、私のほう
で事務局と相談するというところになるかと思っておりますけれども、たたき台とな
ります素案を作成させていただきたいと考えております。そして、それに基づいて
委員の皆様方のご審議をいただく、そんな手順にしていきたいと思います。

それからもう1点、重要な点は、前回、各委員からいろんなご意見をいただい
てしまいました。特に人権教育・啓発の部分につきましては、前回、重要な方向
ということについてもいろんな観点でのご意見があつて必ずしも十分なまとめが
できなかったということがありました。これにつきましても、前回のご意見を踏
まえて、今、骨子、まとめに向けての調整をさせていただいているところでござ
いますけれども、次回、行政の在り方の最終報告についての議論と、この人権教
育・啓発の在り方についての部分をあわせて審議させていただきたいと考えてお
ります。

以上、まず1つは、これまでの議論を踏まえた全体の取りまとめについてたたき台を出させていただきたいということ、私のほうで取りまとめをさせていただいて、たたき台を出させていただきたいという点。それからもう1点は、人権啓発・教育について、これも前回の議論を踏まえて取りまとめたものを、次回、ご議論いただきたい。そんな形で、今回は改めてご議論いただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後の進め方についてご同意をいただきましたので、以上のような進め方にさせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 特に大きなことはございませんけれども。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。それから、関係団体の方々をはじめ、ご来場いただき、また、ご発言いただいた方々、限られた時間制約の中で議事進行にもご協力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局として改めてお礼をさせていただきます。

今後の進め方ですけれども、今、新川委員長からご提案のあったとおりに、事務局として委員長と相談して進めさせていただきたいと思います。大変過密なスケジュールになりますが、準備が整い次第、2月中に次回の委員会をまた設定させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【新川】 ありがとうございました。

それでは、今月中にまた日程を調整させていただいて、次の委員会を開きたいということで、そこでは、先ほど申し上げましたような取りまとめを改めてまたしっかりご議論いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大変お忙しいところを厳しい日程が続きますが、今後ともひとつよろしく願いいたしたいと思います。

本日は長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。委員の皆様方、あるいはまた、関係4団体の方々、そして、ご発言いただいた傍聴者の方、また、たくさんの方においでいただきおりました。本日は本当に積極的にご参加いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして第13回の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会，終了とさせていただきます。ご苦労さまでございました。

―― 了 ――